

研究開発税額控除 (CIR)
LE CREDIT D'IMPOT RECHERCHE (ou CIR)

研究開発税額控除を**享受できる企業**は、実利益により課税されている産業・商業・農業分野の企業です。

研究開発活動は、企業にとって、組織的に知識を増進させ、その知識を利用し、新しい応用を生み出していく作業です。研究開発税額控除 (CIR) は、基礎研究や応用研究臨床開発、といった分野で活用されます。CIR に関する文章は、研究開発活動の定義をし、国際的なレベルで利用されています。

CIR に算入できる費用

研究開発の範囲を超えた支出も CIR の対象となります。その中でもとりわけ、産業所有権保護や、規格化、新規繊維コレクションに関する費用が挙げられます。

これらの**費用は規定により制限**されており、以下の通りです。

- 研究活動に直接利用される機材や建物の固定資産減価償却費
- 直接的に或いは専属として、研究に関わっている研究者や技術者の人件費、(無期限雇用契約で採用された若手研究者の給与は、雇用後 2 年間、2 倍として考慮)
- 経費として上記人件費の 50% (若手研究者の人件費に関しては 200%)、及び減価償却費の 75%

産業所有権保護に関わる費用 (特許権や育成者権 COV については、デザイン、モデル、製品マーク、及びライセンス譲渡についての費用は除外)。特許権、育成者権の法的保護のため契約保険料、年間 6 万€を限度。

- 企業の製品規格化に関する費用、規格化に関わる機関の公的会合への参加費用(支払金額の 50%を限度)
- 最新技術組み入れに関する費用、一企業につき年間 6 万€を限度
- 繊維・衣服・皮革セクターの企業に対し、新規コレクション開発に関わる費用 (基準に基づき制限あり)

- 公的機関、大学、公的利益の認定を受けた協会、1901年法に基づく協会に委託の研究開発費用、創始者又はメンバーによる研究機関又は大学の場合で企業と依存関係にない場合は、支払金額の2倍が考慮
- 研究開発省認可のフランス国内及びEUの機関に委託の研究開発費用。同費用は通常の税額控除が適用される支出の3倍を限度として考慮

外部委託の研究開発費用は一企業につき、年間2百万€が限度としています。同限度額は、私的機関と企業との間に依存関係がない場合は、10百万€に、さらに、公的機関、大学で企業と依存関係がなければ、12百万€に引き上げられます。

CIR 額の算定

企業の決算日に関わらず、**控除額は暦年で計算されます。**

税額控除額は：

- 1億ユーロ以下の研究開発費用の30% (場合によっては、助成金や返済可能な前払金の考慮後)
- 1億ユーロを越える部分については5%

また、2013年1月1日より、これまでの割増率（初年度40%、2年目は35%）は廃止されました。

返済の必要あるなしに関わらず、公的補助金については、CIRの権利が生じる場合、受取った年（対象額から減算）、又は返済の年（対象額に加算）に加減が必要です。

さらに、2011年度のCIRで2012年申告以降のものに関して、CIR付与のために委託したコンサルタントフィーで以下のものは、算定ベースから差し引かれます。

- 企業がCIRの享受を受けることができた場合に定率で支払う報酬（成功報酬）
- 上記以外で、1.5万€（税抜）と、CIRの権利があるものとして受け公的助成金を差引いた全支出の5%を比較し、2つの金額の内より高額のもの。

CIRの申告、算入、還付、管轄

企業は、年次税務申告書と共に申告書No.2069-A-SDを作成、提出することが必要です。

税額控除は、殆どの場合、**研究開発控除が発生した年の法人税**、又は所得税に参入されます。企業の事業年度が暦年と一致しない場合は、翌事業年度の参入となります。

原則として、税額から控除しきれず**参入されなかった分については、国に対する債権**（非課税の債権）となり、控除が発生した年から向こう3年に渡り法人税に参入することが出来ます。それでも参入しきれなかった場合は、税務署から還付が浮けられます。

同控除は普通税率で計算された法人税からのみ控除されます。（法人税加算分を除く）

CIRの即時還付は次の企業が対象となります。

- 新規企業 (設立年及び設立後 4 年迄)
- 保護監督下にある企業、更正、又は法的清算処分を受けている企業
- 新規参入イノベーション企業
- EU 規定に基づく中小企業 (従業員 250 人以下、売上 50 百万€以下若しくは BS 合計が 43 百万€以下の企業)

研究開発税額控除の計算については、研究開発省と税務当局、双方の調査を受ける可能性があります。

CIR の確実化とコントロール

企業は、申告する費用が該当するか確実なものにするため、税務申告以前に **CIR であるかの保証**を得ることができます。方法として 2 種の手続が可能です。

- 税務勅書 (作業開始時に事前申請)
- 申請による調査 (実施する研究開発が控除対象となるかの検証)

例 :

決算日 2017 年 3 月 31 日の企業で、2016 年 (暦年) の研究開発費は以下の通りです。

- 研究者の給与 (社会保障費を含む) :	125 000	
- 若手博士関連経費 :	60 000	
- 若手博士関連経費 : 2 倍	60 000	
- 研究者の秘書の給与 : 対象外		
- 研究開発機材の減価償却費	75 800	
- 経費 : 125 000 の一律 50%	62 500	
60 000 の一律 200%	120 000	
75 800 の一律 75%	56 850	
- 外部委託開発費	25 400	
- 公的補助金	- 65 200	
- 受領済み前払返済金	- 40 000	
- 支払済み前払返済金	+10 000	
- CIR 認可のためのコンサルタント料	-25 000	(1)
費用計 / 算定基準額	465 350	
➤ 研究開発控除	465 350 € x 30% =	139 605 €

(1) コンサルタント費用減額 :

年間委託費 (成功報酬を除く)	40 000 €
限度 1 : 40 000 - 15 000 =	25 000 €
限度 2 : 40 000 - (490 350 € * 5%) =	15 482.50 €
結果、金額の多い限度 1 を適用	

イノベーション税額控除

2013年1月1日以降、中小企業を対象とし、イノベーションに関連費用に税額控除が適用されます。

プロトタイプ的设计や新製品の試験設備が対象です。

同税額控除は、研究開発税額控除の適用に準じます。

イノベーション関連の中小企業のみが対象で、従業員 250 人以下、売上 50 百万€以下若しくは BS 合計が 43 百万€以下の企業となっています。

上記の枠に相当しない企業については、研究開発税額控除の方を利用することができます。

CIR イノベーションの限度額及び率

年間 40 000€を限度とし、費用合計額の限度とします。（費用支出のカテゴリー別の限度ではなく）

上述の支出一覧で見た費用が対象で、控除率は 20%です。

限度額が 40 000€となっているため、40 000 € × 20%で、控除限度は 80 000 €となります。